

インターネット契約約款新旧対照表

新	旧
<p>第 60 条（禁止事項）</p> <p>契約者は、本サービスを利用するに当って、当社が別途定める「インターネット接続サービスご利用上の注意」に規定される禁止事項等を順守するものとします。</p> <p>附則 （実施期日） この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日より実施します。</p>	<p>第 60 条（禁止事項）</p> <p>契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。</p> <p>（1）当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為</p> <p>（2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為</p> <p>（3）他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為</p> <p>（4）詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為</p> <p>（5）わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為</p> <p>（6）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為</p> <p>（7）本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為</p> <p>（8）他者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>（9）ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為</p> <p>（10）無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為</p> <p>（11）他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為</p> <p>（12）その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または他者に不利益を与える行為</p> <p>（13）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為</p> <p>附則 （実施期日） この改正規定は、平成 26 年 5 月 30 日より実施します。</p>